

富山県感染症発生動向調査事業実施要領

第1 目的及び趣旨

感染症発生動向調査事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に定める感染症に関する情報を、迅速に収集、解析し、情報を提供することにより、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的として、感染症法及び厚生労働省（以下「国」という。）が定めた「感染症発生動向調査事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、富山市の協力のもと実施するものである。

この要領は、本県における本事業の実施に関し、国実施要綱の他に必要な事項を定めるものとする。

第2 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、国実施要綱の、第2に定める感染症とする。

第3 実施主体

富山県と富山市が協力して実施する。

第4 実施体制の整備

情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制を整備するものとする。

1 富山県感染症情報センター

国実施要綱の第4の2に定める地方感染症情報センターは、富山県感染症情報センター（以下「県感染症情報センター」という。）として富山県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）内に設置する。

県感染症情報センターは、県厚生センター及び富山市保健所（以下「厚生センター等」という。）から伝送される患者発生情報、衛生研究所から伝送される検査情報並びに厚生労働省から還元される全国情報を併せて速やかに厚生センター等に還元するための役割を果たすものとする。

2 厚生センター等

厚生センター等は、地域における患者発生情報等を収集するとともに、県感染症情報センターから還元された情報を有効に活用し、地域における予防対策の推進に資するものとする。

3 指定届出機関（定点）

県は、定点把握対象の五類感染症及び感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、（社）富山県医師会（以下「県医師会」という。）等関係機関の協力のもと、県内の医療機関

の中から患者、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

患者定点の選定にあたっては、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する

県内の患者定点及び病原体定点の数は、本県の人口等を勘案し、国実施要綱の第5の3の(2)のア及びイの計算式を参考に算定する。

また、県内の疑似症定点の数は、本県の人口等を勘案し、国実施要綱の第5の4の(2)のアの計算式を参考に算定する。

4 感染症情報対策委員会

事業の適切な運用等を図るため、県は、県医師会等医療関係者、学識経験者及び行政機関等からなる富山県感染症情報対策委員会を置くことができる。

なお、当該委員会に関する事項については、別に定める。

第5 事業の実施

国実施要綱の第5に基づき、県感染症情報センター、厚生センター等及び健康課にコンピューターを設置し、国が定める感染症サーベイランスシステムにより実施する。

医師及び定点医療機関からの届出にあたっては、対象とする感染症について国が定める報告基準等に基づき、国が定める届出様式を用いるものとする。

届出等に関し、国実施要綱で保健所とあるものについては、厚生センター等と読み替えるものとする。

第6 その他

その他、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。